

# 鳥取県高等学校体育連盟表彰規程

第1条 鳥取県高等学校体育連盟は、規約に基づき、本県高等学校体育連盟の発展のため功績のあった本連盟加盟校・準加盟校の生徒、職員及び校長が認めた外部指導者等に対し下記の表彰を行う。

(1) 感謝状

長年にわたり本県高等学校体育発展のために尽瘁し、功績顕著な人。  
全国総体を鳥取県で開催した時、運営等において功績顕著な人。  
その細則は別に定める。

(2) 優秀指導者賞

長年にわたり選手の育成強化、あるいはスポーツの普及指導に優秀な成果をあげ、本県高等学校体育発展のため功績顕著な人。  
その細則は別に定める。

(3) 特別指導者賞

当該年度の全国高校総体において優勝に導いた指導者。

(4) スポーツ賞

当該年度において、高校生の模範に足るプレーを行った人、又はチーム。  
その細則は別に定める。

第2条 この規程により表彰するときは、表彰状・記念品を贈る。

第3条 感謝状ならびに、優秀指導者賞は重ねて表彰しない。但し、特別指導者賞は、当該年度毎表彰とする。

第4条 受賞者は、専門部等の推薦に基づき、選考委員会によって審査のうえ決定する。

第5条 選考委員会は、常任評議員により構成する。

第6条 表彰の時期は、別に細則を定める。

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て行うものとする。

附 則 この規程は昭和53年4月13日より施行する。

平成18年 4月25日一部改正

平成22年 4月21日一部改正

平成29年 2月17日一部改正

## 表彰規程細則

第1条 規程第1条の(1)、(2)の長年とは、原則として通算10年以上とし各々下記の各号に該当するものとする。ただし校長が認めた外部指導者等の場合、感謝状は通算20年以上、優秀指導者賞は通算10年以上とし各々下記の各号に該当するものとする。

### (1) 感謝状

- (ア) 通算10年以上専門委員長（専門委員）として、その功績顕著な人。
- (イ) 長年にわたり顧問及び指導者として県内大会（優勝）、中国大会（上位入賞）、全国大会（入賞）等の実績を持つ人。
- (ウ) 長年にわたり顧問及び指導者として尽力するとともに、ブロック大会、全国大会等の開催運営に功績顕著な人。
- (エ) 上記以外特別の場合は、別にこれを審議する。

### (2) 優秀指導者賞

- (ア) 長年にわたり顧問及び指導者として、県内大会（数回の優勝）、中国大会、全国大会において上位入賞及び入賞等の選手育成に尽力した人。
- (イ) 県内大会で常時上位入賞（ベスト4）を果たし、選手の育成強化に功績顕著な人。
- (ウ) 原則として各専門部1名までとし、その受賞者数は10名前後とする。  
但し、特別な場合は、別にこれを審議決定する。

### (3) 特別指導者賞

- (ア) 学校における部活動及び同好会活動に所属する生徒が全国総体で優勝した時、実際に指導を行っている顧問または校長の認めた外部指導者等とする。

第2条 規程第1条(4)高校生の模範に足るプレーは、原則として高体連主催の中国ブロック大会優勝、全国大会入賞とする。その他の競技団体が主催する中国ブロック大会以上の規模の大会における優勝、全国大会入賞については別途審議する。（申請時に要項を添付すること。）

第3条 規程第6条の表彰の時期は、2月28日を基準日として設定する。また、表彰式は、各学校で行う。

大会未了の種目については、関係大会終了年度内に行う。

(昭和53年度施行)

(平成 2年 4月20日一部改正)

(平成 9年 4月17日一部改正)

(平成11年12月21日一部改正)

(平成14年 4月24日一部改正)

(平成18年 4月25日一部改正)

(平成22年 4月21日一部改正)

(平成29年 2月17日一部改正)

(令和 6年 4月25日一部改正)

## 選考委員会 確認事項

規程第3条 ……重ねて表彰しない。

(解釈) ○昭和46年度以前の表彰者は、該当させない。

(昭和42年度～46年度までは体育功労賞と優秀監督賞)

○昭和47年度以降の体育功労賞(感謝状)は昭和53年度以降の現在の感謝状、優秀指導者賞と同一とみなす。

○全国総体鳥取県開催における感謝状は該当させない。

○感謝状、優秀指導者賞は各々重ねて表彰しない。

○感謝状は、原則として50歳以上、優秀指導者賞は35歳以上を受賞対象とする。(校長が認めた外部指導者等の場合もこれに準ずる)

規程第4条 受賞者は専門部等の推薦に基づき、…

推薦手順 1 各専門部・学校評議員→推薦書類を県事務局へ提出

2 選考委員会で審査、決定